

地域子育て支援拠点事業運営候補団体の選定スキームについて

1 概要

児童福祉法（昭和 22 年法律第 64 号）第 6 条の 3 第 6 項に基づく地域子育て支援拠点事業※（以下「拠点事業」という。）として、常設の拠点施設を整備・運営する候補団体（以下「候補団体」という。）を公募する。

候補団体は、区が指定する期日までに文京区地域子育て支援拠点事業実施要綱（28 文子支第 2909 号）第 4 条第 4 項の規定を満たす実施場所を区と協議の上選定し、整備・運営するものとし、区は同経費の一部補助を行い、支援する。

※ 乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助等を行う事業。

2 選定要件

(1) 実施団体 区が指定する期日及び地区において拠点事業を開始する団体
※ 実施場所は、既存の「子育てひろば」から概ね 500m 以上離れた場所とし、候補団体選定後、区と協議の上、選定する。

(2) 開設日数・時間 原則として週 3 日以上かつ 1 日 5 時間以上とする。

(3) 運営補助・開設準備補助

区分		補助基準額	
運営補助	国 基 準	基本分	3,785 千円～8,364 千円 ※
		加算分	1,385 千円
開設準備補助		改修費等	4,000 千円
		賃借料	600 千円
区独自加算	400 千円		

※ 開所日数及び職員配置状況により変動

(4) 実施場所

実施場所、設備等は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

ア 戸建て住宅、商店街の空き店舗等、子育て世帯が集うに適した場所であること。

イ 複数の場所で実施するのではなく、拠点となる場所を定めること。

ウ おおむね 10 組の子育て世帯が一度に利用しても差し支えない程度の広さを確保すること。

エ 授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じないよう必要な設備を設置すること。

オ 昭和 56 年 6 月以降の建物（木造住宅を含む。）については、建築確認済証又は検査済証の確認ができること※。昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した建物については、次の耐震基準を満たしていること。

① 鉄筋コンクリート造、鉄骨造及びその他 Is 値 0.6 以上

② 木造 Iw 値 1.0 以上

カ 2 方向の避難経路を確保し、消防署の指導に従うこと。

※ 検査済証のない建物は、区が建築基準法適合状況調査を実施

3 その他（30年度実施予定）

本富士地区において公募する。

平成 29 年 11 月 25 日	区報掲載
12 月上旬～1 月中旬	募集期間
1 月下旬～2 月中旬	候補団体選定
2 月下旬	定例議会報告
平成 30 年 3 月～10 月	実施場所の検討・決定
	開設に向けた整備・運営開始